

開 催 日 令 和 7 年 7 月 2 9 日

開 催 地 高 知 市

第 5 号議案

第 9 4 回 日本水道協会中国四国地方支部総会

会 員 提 出 問 題

公益社団法人日本水道協会
中国四国地方支部

目 次

(起債関係)

- 1 公的資金補償金免除繰上償還制度等の復活及び要件緩和について …… 1
(島根県支部・徳島県支部)

(補助関係・繰出関係)

- 2 水道施設の耐震化等に対する財政支援について …………… 2
(岡山県支部・鳥取県支部・愛媛県支部・高知県支部)
- 3 ダム改良事業に対する利水事業者への補助の創設について …………… 3
(鳥取県支部・島根県支部・愛媛県支部)
- 4 簡易水道事業統合後の水道事業に対する財政支援について …………… 4
(鳥取県支部・島根県支部)
- 5 水道事業における電気料金に係る財政支援について …………… 5
(広島県支部)
- 6 水道施設の更新・再構築事業に対する財政支援について …………… 6
(鳥取県支部・香川県支部・愛媛県支部)
- 7 P F A S 対策に関する財政支援について …………… 7
(岡山県支部)
- 8 社会資本総合整備計画における重点計画の取扱いについて …………… 8
(香川県支部)

(その他)

- 9 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について …………… 9
(島根県支部)
- 10 塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル(P C B)廃棄物の処理等
について …………… 10
(島根県支部)
- 11 管路施設の耐用年数の見直しについて …………… 11
(広島県支部・島根県支部)
- 12 電磁式等を含む水道メーターの検定有効期間の見直しについて …………… 12
(広島県支部)

13 大規模災害時における給水装置の迅速な復旧に向けた補助の制度化 について	13
(高知県支部)	

番号	提 出 問 題	備 考
1	<p data-bbox="300 342 1262 432"> 公的資金補償金免除繰上償還制度等の復活及び要件緩和について (島根県支部・徳島県支部) </p> <p data-bbox="300 450 427 483">(理 由)</p> <p data-bbox="272 504 1235 593"> 人口減少社会を迎え、水需要の減少に伴い水道料金収入も減少傾向となる中、水道施設の経年劣化による老朽化の問題が全国的に顕著化している。 </p> <p data-bbox="272 611 1235 748"> 施設の整備・更新及び給水区域の拡張には多額の資金が必要なことから、企業債を主な財源として事業を行っているが、これによる元利償還金が水道事業体にとって大きな負担となっている。 </p> <p data-bbox="272 766 1235 902"> このような情勢の中、現在の給水サービスを維持していくためには、一層の経営効率化を図る必要がある。また、今後増加する施設の更新を計画的に実施するためには、企業債及び地方交付税制度の活用が必要不可欠である。 </p> <p data-bbox="272 920 1235 1173"> 繰上償還については、政府資金は平成19年度から3年間、旧公営企業金融公庫資金は平成19年度から2年間、一定の経営改革を実施する地方公営企業を対象に補償金を免除する特例措置が講じられた。さらに、平成22年度から平成24年度までの3年間についても制度の継続がなされ、財政上の負担軽減につながる非常に有用な制度であった。 </p> <p data-bbox="272 1191 1235 1281"> よって、水道事業の経営基盤の強化を図るため、次の事項を国に対して強く要望する。 </p> <p data-bbox="300 1350 1235 1440"> (1) 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度を復活すること。 </p> <p data-bbox="300 1480 1106 1514"> (2) 制度の復活に当たっては、次のとおり要件を緩和すること。 </p> <p data-bbox="328 1534 1219 1624"> ① 許可要件となっている資本費、将来負担比率等の要件を緩和する。 ② 年利5%未満の企業債についても対象とする。 </p>	

番号	提 出 問 題	備 考
2	<p>水道施設の耐震化等に対する財政支援について (岡山県支部・鳥取県支部・愛媛県支部・高知県支部)</p> <p>(理 由)</p> <p>我が国の水道は、日常生活や都市活動に欠くことのできないライフラインであり、水道事業者は、平時はもとより地震等の災害時においても、飲料水等生活に必要な最低限の水を供給することが求められている。</p> <p>こうした中、令和6年能登半島地震では水道施設にも甚大な被害が発生し、断水が広範囲に及び長期化したことや、今後高い確率で発生が予測される南海トラフ巨大地震等を鑑みると、基幹管路はもとより浄水場等の老朽化した施設の耐震化は喫緊の課題となっており、令和6年9月には国から「上下水道耐震化計画」の策定も要請された。</p> <p>しかし、こうした老朽施設の更新や災害対策には多額の事業費が必要となり、水需要の減少に伴い水道料金収入が減少傾向となる中でこれらの事業を着実に推進していくためには、国の持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。</p> <p>よって、将来にわたって水道の安定供給を持続していくため、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p>(1) 防災・安全交付金の全事項において、要件の緩和及び交付率の大幅な引上げを図ること。特に次の事項について強く要望する。</p> <p>① 基幹水道構造物の耐震化事業において、算定基準の見直しを図るとともに、耐震診断に要する経費を交付対象とすること。</p> <p>② 水道総合地震対策事業交付金の継続及び拡充を図ること。</p> <p>③ 水道施設アセットマネジメント推進事業において、基幹管路に加え配水支管を交付対象とするとともに、水道料金等に係る採択基準を緩和又は撤廃すること。</p> <p>(2) 上下水道の機能が必要な災害拠点病院や避難所等の重要給水施設への給水管路の耐震化事業を地方公営企業繰出制度の対象にすること。</p> <p>(3) 水道事業者による適切な予算執行や施工時期の平準化促進を行うため、国費における当初予算と補正予算の配分の見直しを行い、当初予算の割合を増やすこと。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
3	<p>ダム改良事業に対する利水事業者への補助の創設について (鳥取県支部・島根県支部・愛媛県支部)</p> <p>(理 由)</p> <p>近年、激甚化する自然災害に対し、治水機能強化を図るため、多目的ダムのダム改良事業費については大幅に増加している状況であり、その事業費は国及び都道府県の治水事業者のほか、利水事業者も負担率に応じて一部を負担している。</p> <p>そのような中、国の治水事業者は国費負担、都道府県の治水事業者には負担の一部が国の補助対象となるものの、利水事業者の負担金については、国からの財政支援を全く受けられない状況であり、高額な費用負担を強いられ、事業を圧迫している。</p> <p>水道水の需要は、節水意識の定着や各種節水機器の普及、大口需要家の専用水道への切替えなどから減少傾向にある一方で、高度経済成長期の急速な水需要に対処するために建設された水道施設の大量更新に迫られ、水道事業体は多額の事業費を必要としている。</p> <p>よって、今後も健全な水道事業を運営し、清浄にして豊富低廉な水を安定して供給するため、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p>(1) ダム改良事業に対する利水事業者への補助制度を早急に創設すること。</p> <p>(2) ダム改良事業のうち、治水機能強化に係る事業の費用は治水事業者が負担すること。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
4	<p>簡易水道事業統合後の水道事業に対する財政支援について (鳥取県支部・島根県支部)</p> <p>(理 由)</p> <p>簡易水道事業は、経営基盤が脆弱で独立採算が困難であるため、国の方針に基づき、上水道への統合を行っているが、統合後も引き続き施設整備や老朽施設の更新などを推進していく必要があることから、水道事業経営にとって大きな負担となっている。</p> <p>よって、簡易水道と上水道を統合した後も安定した事業運営を継続するため、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p>(1) 上水道と統合した旧簡易水道施設等について、水道施設整備費（生活基盤近代化事業）の補助率を大幅に引き上げるとともに、施設間距離の要件の撤廃や、クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設の整備事業について深井戸水源も対象とするなど、補助対象事業を拡充すること。</p> <p>(2) 上水道事業と統合した統合前の旧簡易水道事業債の元利償還金繰出金に係る交付税措置について、臨時措置分も含めて統合後6年目以降も減額することなく継続し、従前の交付税の水準を将来にわたって維持すること。</p> <p>(3) 旧簡易水道事業区域で実施する建設改良事業に充てる企業債の元利償還金の2分の1が公営企業繰出金の対象となっているが、この繰出しに対する財源は一般財源と特別交付税であり、設置自治体の財政負担の増大が懸念されることから、負担軽減のための更なる制度改善を行うこと。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
5	<p data-bbox="300 342 951 376">水道事業における電気料金に係る財政支援について</p> <p data-bbox="1091 396 1257 430">(広島県支部)</p> <p data-bbox="317 450 427 483">(理 由)</p> <p data-bbox="272 504 1233 745">水道事業は、市民生活や企業の経済活動等を支えるライフラインとして重要な役割を担っており、安定的に事業を運営していく必要がある。一方で、導・送・配水施設におけるポンプの使用や浄水処理等の過程において多大な電力を要することから、エネルギー価格の影響を受けやすい事業形態となっている。</p> <p data-bbox="272 766 1230 907">昨今のエネルギー価格の急騰が水道事業経営に及ぼす影響は極めて大きく、高効率機器の導入や効率的な水運用など省エネルギーに努めているが、水道事業者の自助努力にはおのずと限界があると考えられる。</p> <p data-bbox="272 927 1233 1169">令和6年度の電気料金に係る財政支援は、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により令和6年4月及び5月使用分、「酷暑乗り切り緊急支援」により令和6年8月から10月使用分、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」により令和7年1月から3月使用分に対し実施されたところであるが、継続的な支援となっていない。</p> <p data-bbox="272 1189 1233 1330">よって、今後も物価が高騰する中で市民生活や地域経済活動を支えるためには、国からの更なる財政支援も重要となることから、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p data-bbox="300 1406 1217 1491">(1) 水道事業者が電力事業者等と契約している全ての契約（特別高圧等）を支援策の対象とすること。</p> <p data-bbox="300 1536 1018 1570">(2) 電気料金の状況を踏まえ、国の支援を継続すること。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
6	<p>水道施設の更新・再構築事業に対する財政支援について (鳥取県支部・香川県支部・愛媛県支部)</p> <p>(理 由)</p> <p>給水開始以降、人口増加に伴う拡張事業等で整備してきた多くの管路が、老朽化の進行により順次更新時期を迎える。こうした中、近年、各地で管路の老朽化が原因とみられる漏水や道路陥没等が発生しており、そうした事故を未然に防止するため、着実に老朽管を更新していく必要がある。</p> <p>また、大規模災害に備えた基幹管路の耐震化や、浄水場など施設のリニューアルも計画的に進めていく必要があるが、これらの事業では、既設の管路や施設の廃止を伴うこととなり、建設だけでなく大規模な撤去工事も必要となる。</p> <p>このように更新・再構築事業は多額の事業費が必要となり、水需要の減少に伴い水道料金収入の減少が見込まれる中でこれらの事業を着実に推進していくためには、国の持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。しかしながら、現行の国庫補助制度や地方公営企業繰出制度では十分な支援が受けられず、計画的に事業を進めることが困難な状況にある。</p> <p>令和6年12月に制度拡充された水道総合地震対策事業においても、既存施設の老朽部分の更新と耐震化は工事内容で重複しない場合が多く、社会資本整備総合交付金交付要綱上でも「算定基準額」と基準が設定されているため、更新事業については要望を行うものの、一定の補助基本額に縮減される傾向が見受けられる。</p> <p>よって、将来にわたって水道の安定供給を持続していくため、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p>(1) 施設の更新・再構築事業に加え、施設の統廃合及び廃止施設の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。</p> <p>(2) 水道総合地震対策事業について、水道施設の更新事業も一定範囲で包含できるよう、採択要件を緩和すること。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
7	<p data-bbox="304 342 810 376">P F A S対策に関する財政支援について</p> <p data-bbox="1093 398 1257 432">(岡山県支部)</p> <p data-bbox="320 450 427 483">(理 由)</p> <p data-bbox="272 506 1235 748">有機フッ素化合物P F A Sは、環境中で分解されにくく、人体に対する健康影響が懸念されている化学物質である。そのため、国においては、水道水におけるP F A SのうちP F O S及びP F O Aについて、水質管理の努力目標である水質管理目標設定項目から、水質検査を義務付ける水質基準への格上げを検討しており、令和8年4月からの施行を予定している。</p> <p data-bbox="272 770 1235 965">これにより、定期的な水質検査の実施、また状況によっては除去対策として新たな設備の導入が必要となる。しかしながら、これらの取組は、P F A Sの水質検査機器が高額であるためその検査費用は大きな負担であり、また、除去設備の導入にはさらなる財政負担が必要となる。</p> <p data-bbox="272 987 1235 1066">よって、今後も水質を維持し、市民の健康を守るため、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p data-bbox="300 1144 1235 1223">(1) P F A Sに係る水質検査及び除去設備の導入に対する財政支援制度を創設すること。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
8	<p data-bbox="300 342 1037 376">社会資本総合整備計画における重点計画の取扱いについて</p> <p data-bbox="1091 396 1259 430">(香川県支部)</p> <p data-bbox="317 450 427 483">(理 由)</p> <p data-bbox="272 504 1235 696">社会資本総合整備計画は、社会資本総合整備総合交付金交付要綱第8第1項において規定された事業計画であり、交付金事業創設当初は、交付金事業の年度間調整、都道府県や市町村の枠を超えた柔軟な計画の設定を想定したものと見受けられる。</p> <p data-bbox="272 716 1235 909">しかしながら、水道事業運営基盤強化等推進事業を重点計画として取り扱うには、水道基盤強化計画の策定が必須となっており、これを策定している2府県以外は非重点計画の扱いであるため、国からの財政支援が受けづらい状況にある。</p> <p data-bbox="272 929 1235 1122">前記2府県以外においても、水道事業の広域化は現在も検討・実施されており、水道事業運営基盤強化等推進事業への関心は依然として高いままである。さらには、水道総合地震対策事業の効果発現には、複数の水道事業体を広域化した地域全体での事業実施がより効率的と推察される。</p> <p data-bbox="272 1142 1235 1227">よって、水道事業運営基盤強化等推進事業は依然として重要であることから、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p data-bbox="300 1301 1235 1442">(1) 既に広域化に着手している事業体を含め水道基盤強化計画を未策定の事業体についても、水道広域化推進プランにより代替を認めるなど、要件を緩和すること。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
9	<p>地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について (島根県支部)</p> <p>(理 由)</p> <p>近年、水使用の合理化・経済性の観点から、一部の民間企業等が、地下水等の膜処理水と水道事業者が供給する水道水とを混合して給水する、あるいは、水道水を地下水のバックアップ用として使用する専用水道を設置するケースが急速に拡大している。</p> <p>このような専用水道への移行は、地下水等の膜処理水と水道水の混合給水における水質管理の実態が不明瞭であること、また、使用時に停滞水が専用水道に混入する危険性があること等、衛生上の観点からも看過できない状況にある。</p> <p>こうした地下水等の利用拡大が地盤沈下など、環境に与える影響も懸念される所であり、併せて、地下水が一部の民間企業や特定需要者の利益のために利用されることは、住民の共有財産である地下水の利用の観点から公平性を欠くものである。</p> <p>また、地下水の水質監視等に要する費用が地域自治体等の公費で賄われていることから、これらの費用の一部について地下水利用者に負担させることや、適切な公的管理を行っていくことも必要であると考えます。</p> <p>さらに、地下水利用専用水道の導入によって、水道の使用量が非常に少なくなった場合には、水道施設に係る固定費の多くが未回収となり、その減収分が他の水道使用者に転嫁される懸念がある。</p> <p>よって、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p>(1) 地下水利用の実態を正確に把握し、水質管理の徹底も含め、立入検査など適切かつ迅速な行政指導を行うことができる指針等について明示すること。</p> <p>(2) 地下水保全も含めた健全な水環境、水道水質の安全性の確保、地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規専用水道の設置規制等を含む新たな揚水規制について法整備を図ること。</p> <p>(3) 専用水道の設置者及びその利用者に対し一定の負担を求めることができる仕組みの創設等、地下水利用に係る新たな施策を検討すること。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
10	<p>塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理等について</p> <p style="text-align: right;">(島根県支部)</p> <p>(理 由)</p> <p>塗膜に含まれる低濃度PCB廃棄物については、環境省の「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜調査実施要領(第3版)」に基づき調査を実施しているが、塗料の製造年及び種類のみでPCB含有の有無を判断していることから、今後、低濃度PCBが検出される施設が特別措置法により政令で定める期間(令和9年3月31日)以降にも発見される可能性がある。</p> <p>また、塗膜調査を実施した施設より低濃度PCBが検出された場合、塗膜除去を確実かつ適正に行う必要があり、処理費用も高額となることから財政支援が必要である。</p> <p>よって、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p>(1) 塗膜に含まれる低濃度PCB廃棄物については、その処分期限を延長すること。</p> <p>(2) 塗膜に含まれる低濃度PCB廃棄物の処理が効率的かつ合理的に進むよう、処理対象塗料(膜)の明確化及び処理体制の充実・多様化を図るとともに、塗膜除去に係る工事費、PCB含有濃度に係る調査及び処理費用に対する財政措置を講ずること。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
11	<p data-bbox="300 338 783 371">管路施設の耐用年数の見直しについて</p> <p data-bbox="922 387 1259 421">(広島県支部・島根県支部)</p> <p data-bbox="316 436 427 470">(理 由)</p> <p data-bbox="272 486 1235 566">高度成長期に布設した管路施設の多くは老朽化が進み、本格的な更新時期を迎えている。</p> <p data-bbox="272 582 1235 663">更新に伴い布設する管路施設については、これまでの大規模地震の教訓を踏まえ、耐震性・耐久性に優れた管種を採用することとしている。</p> <p data-bbox="272 678 1235 759">これらの管路施設は、近年の技術進歩により耐久性は大きく向上し、寿命を100年とする製品も開発されている。</p> <p data-bbox="272 775 1235 909">しかしながら、現行の地方公営企業法施行規則では、配水管の耐用年数は一律40年と規定されていることから、実態に沿わないものとなっている。</p> <p data-bbox="272 925 1235 1254">一方、公共事業の施行に伴い、支障となる管路施設に対する補償費の算定に当たり建設費から控除される減耗分を算出する際に用いる耐用年数は、公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）及び公共補償基準要綱の運用申し合せ（昭和42年用地対策連絡会、最近改正 平成30年3月22日）において、標準耐用年数として管種ごとに50年から80年と定められており（管路施設の標準耐用年数表）、概ね実態に即したものとなっている。</p> <p data-bbox="272 1270 1235 1350">耐用年数は、水道事業の費用構成の中で大きな割合を占める減価償却費に関係し、水道料金の算定にも大きな影響を及ぼすものである。</p> <p data-bbox="300 1366 879 1400">よって、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p data-bbox="300 1464 1235 1697">(1) 管路施設の耐用年数について、公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）及び公共補償基準要綱の運用申し合せ（昭和42年用地対策連絡会、最近改正 平成30年3月22日）に定める標準耐用年数を準用するなどにより、実態に沿うものとなるよう早急に見直すこと。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
12	<p data-bbox="300 338 1259 427">電磁式等を含む水道メーターの検定有効期間の見直しについて (広島県支部)</p> <p data-bbox="316 448 427 481">(理 由)</p> <p data-bbox="272 497 1235 580">水道事業者は、平成23年4月から施行された計量法省令に基づき、計量精度を高めた新基準に対応した水道メーターへ移行を終えた。</p> <p data-bbox="272 595 1235 775">新基準に対応した一般的な機械式の水道メーターは、形状や材質が改善されており、耐久性が大きく向上している。また、電磁式や超音波式の水道メーターについても、羽根車等の機構がなく摩耗による劣化が起こらないことから、さらに耐久性が高いと考えている。</p> <p data-bbox="272 790 1235 873">こうした中、現行の計量法に定める検定有効期間は見直しを行うことなく従前のまま8年となっている。</p> <p data-bbox="272 889 1235 1021">このため検定有効期間に基づく水道メーターの購入及び取替に要する費用は水道財政において大きな負担となっており、検定有効期間の見直しが急務となっている。</p> <p data-bbox="300 1037 879 1070">よって、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p data-bbox="300 1135 1235 1218">(1) 電磁式や超音波式を含む水道メーターの耐久性等の検証を改めて実施し、検定有効期間の見直しを行うこと。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
13	<p>大規模災害時における給水装置の迅速な復旧に向けた補助の制度化について</p> <p style="text-align: right;">(高知県支部)</p> <p>(理 由)</p> <p>令和6年能登半島地震では、被災した配水管の応急復旧が進んだにもかかわらず、個人管理である給水装置（宅内配管）の復旧が遅れ、家庭で水が使えない状況が長期化していた。国土交通省が設置した「上下水道地震対策検討委員会」の報告書によると、その要因として、給水装置の被害件数に対して地元の工事業者の数が少なかったこと、工事業者自身が被災したこと、さらには他事業の復旧工事が重複し地元の工事業者が手一杯となったことなどが挙げられている。</p> <p>このような状況下において、国土交通省は、修繕対応ができる工事業者の情報を県内外問わずリスト化し石川県や各市町に提供し、また、石川県は、地元以外の工事業者を手配する住民用の受付窓口を設けるとともに、修繕時に発生する旅費等（移動に係る車両燃料費・人件費・宿泊費）を補助する制度を創設した。こうした取組によって、給水装置の修繕の加速化が進んだものと把握している。</p> <p>今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震については、基幹管路の耐震化や応急活動体制の強化などハード・ソフト両面での対策を進めているものの、発生時には広域的な被害が想定されており、配水管の応急復旧には相当の時間を要するため、水道システムの末端となる給水装置については、その被害状況の把握や工事業者の確保に苦慮するものと思われる。</p> <p>よって、大規模災害発生時における給水装置の迅速な復旧には、事前の体制構築が不可欠であることから、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p>(1) 能登半島地震で修繕の加速化に寄与した、工事業者の手配に関する受付窓口の設置や、修繕時に発生する旅費等の補助など、迅速な災害対応に備えた制度を創設すること。</p>	